



日本における国際仲裁に関する共同声明
(英語正文)

在日米国商工会議所 (ACCJ)
欧州ビジネス協会 法務サービス委員会 (EBC LSC)

2018年1月19日

国際仲裁は、欧州、北米および世界のあらゆる地域で広く利用されている。日本を除く法域における多くの法律家やローファームは、国際仲裁に関する充実した経験を有する。特に、国際仲裁は、世界における主要企業間の紛争解決の手段としてスタンダードとなっている。しかし、いくつかの理由により、日本は国際仲裁センターとして発展してこなかった。多くの日本の多国籍企業は、紛争解決のために仲裁を選択しているが、仲裁地として東京を選択することは稀である。

国際仲裁センターとしての東京の発展を支援

在日米国商工会議所 (ACCJ) と欧州ビジネス協会 法律サービス委員会 (EBC LSC) は、国際仲裁センターとしての東京の発展を強く支持する。ACCJ と EBC LSC は、東京または国内の他の都市を国際仲裁・調停センターとして発展させるための法務省および日本政府の取組みについて賛意を表す。日本が仲裁・調停センターとして発展するためには、日本が仲裁地として選択されること、一般社団法人日本商事仲裁協会 (JCAA) やその他の日本の仲裁・調停機関の手続きが選択されることに対し日本政府がインセンティブを付与することにより、日本を仲裁地とする仲裁を支援することが非常に重要である。

当事者が日本における仲裁・調停を安心して決定することができるよう、日本の仲裁・調停機関の施設の現代化と仲裁機関とその専門スタッフの国際化が促進されるべきである。

日本は、外国法事務弁護士やその他の (フライインフライアウトの) 外国弁護士が、日本を仲裁・調停地とする仲裁・調停における代理人および手続実施者として活動することが認められるよう確保しなければならない。なぜなら自身で選んだ代理人および手続実施者が選任されないことがあるとすれば、日本における仲裁や調停を選択しようとする当事者の意欲を著しく妨げることになるからである。契約当事者が安心して日本を紛争解決地として選択するために、日本の仲裁と調停の開放性と国際化は明確にしなければ

ばならない。外国弁護士に適用される法律や規則（外国法事務弁護士に適用されるものも含む）について、当事者や関連事実が生じる場所の識別のような日本の仲裁の関連要件の存在が、日本の弁護士のみが代理人や手続実施者として選任されるという帰結にならないことを明確にすべきである。

日本がこの地域において魅力的で競争力のある地域となり、仲裁・調停地として日本が選択されることを促進するため、日本政府は全ての利害関係者に適用される規則や手続きを可能な限り速やかに現代化するよう継続的に働きかけるべきである。